

## 申10号 団体交渉 会社が把握する社員の意見 現場の声との相違浮き彫りに

新潟地本は5月20日、申10号・乗務員休憩室の環境整備に関する申し入れの団体交渉を行いました。乗務員休憩室の環境整備を行った目的、量を撤去した理由、自区・他区を共用にした目的などについて支社側の認識を質して議論を行いました。

支社側は「変革2027」の実現に向けて輸送サービススタッフのオフィスにふさわしい職場環境を整備することで、「社員の働きがいの創出」及び「自らの意欲を伸ばしていくことのできる職場風土」を実現する目的で計画したと回答しました。

### ふさわしさの尺度は会社が決定

乗務員休憩室の環境整備実施に至ったきっかけについて支社側は、変革2027の実現と平成31年に社長から出された「社員のみなさんへ」であり、働きがいの創出や、自らの意欲を伸ばしていく風土の一環として社員の意見を聞き入れることなどが述べられていたとしました。

環境整備の具体的な中身を問うと支社側は、机や



乗務員休憩室の量を撤去した理由を問うと、職場で働く社員にとってより良い環境として「量ではない方がよい」という声の方が多かったと判断したと回答しました。その上で、量が悪いというのではなく、椅子とテーブルのほうがより多くの社員が働きやすくなりラックスできると判断したものであり、多くの乗務員が良かったと思っている

### 現場からの声はおおむね良好と把握

什器の新調、休憩室の統一、仮眠チェアへの導入などであると回答しました。回答で示された「ふさわしさ」とは何にとつてふさわしいのか主体を問うと支社側は「職場にとつてであり、その尺度は会社が決める」としました。

判断材料のひとつとして年齢構成の変化があり、国鉄世代とJR採用の社員とのリラックスできる環境の違い、女性社員の増加、働き方改革などを踏まえたこととしました。社員の意見を踏まえた中で行っているとする支社側に対して交渉団は、これまでの方が良かったという声があることを指摘しました。

乗務員休憩室の量を撤去の認識を示しました。乗務員休憩室の自区・他区の共用化について支社側は、他区や他支社の乗務員との間で線区の情報共有や、見習い同士の情報交換など、所属区所や年齢層などの垣根のない社員同士のコミュニケーションが可能となったとしました。現状について質すと、話したことの無い人と一緒に座るのはきついという

### 環境改善の目的に近づいていくと評価

乗務員休憩室の環境整備により統合を行った結果として、乗務員休憩室の利用者は以前より増加しているとの認識を示した支社側に対して交渉団は、デメリットではないのかと指摘しました。利用者の増加や混雑により、新型コロナウイルスの感染リスクが増加した

声も無くはないが、窓際の席で話しながらリラックスできるなど、現場からは良い声が届いているとの認識を示しました。一方で、訓練待ちの居場所が無いために訓練室の早期開放で対応している職場があるなどの課題があるとしました。仮眠チェアについて支社側は、台数やスペースを総合的に勘案して設置したとしました。財源は本社であり、何を買うかは予算に応じて支社が判断したとしました。現状は2台ずつだが、利用状況が低ければ利用が

多い区所へ移動することもありえることとしました。仮眠チェアの設置場所の音が気になるなど環境上の課題もあり、稼働実績だけでは判断できないと指摘すると支社側は、社員とのコミュニケーションも含めた中で把握する部分はあるが、今時点ではそのような声は聞こえて来ないこととしました。利用時間が30分では足りないという声を聞いていないかを質すと支社側は、短いという声は把握しているが、睡眠ではなく仮眠であり、適正であるとの考えを示しました。

### 申13号 タブレット端末交換作業における労働時間の取り扱いに関する緊急申し入れ

新潟地本は6月21日、申13号・タブレット端末（J-ointab）交換作業における労働時間の取り扱いに関する緊急申し入れについて、新潟支社より書面で回答を受けました。社員に貸与されているタブレット端末の更新・交換が行われている中で、一部の職場ではデータ移行

識を示しました。その上で「これで完璧だとは思っていない」とした支社側に対して課題を問うと、利用する社員の話を管理者や酒田のプロジェクトチームなどを介して聞きながら、より良い職場環境の構築に向けて取り組んでいきたいとしました。

◆ ◆ ◆ 交渉を通じて、乗務員休憩室を利用しては社員の声と、支社が把握している現場の声に大きな開きがあることが浮き彫りになりました。休憩室は乗務員が休憩を通じて安全を守る重要な場所であり、改善すべきところは改善するために聞く耳を持ち、前向きに捉えて頂きたいと述べて交渉を終えました。



■申13号に対する回答  
1. タブレット端末の交換に関する諸作業に要する時間は労働時間として取り扱うこと。

### 【回答】業務については労働時間として取り扱うこととなる。

新潟地本はこの間も、労働時間と賃金未払いに関する問題について正当な支払いを求めて申し入れを行い、交渉を通じて清算を実現してきました。労働者にとって最も重要な賃金に関わる問題について、職場からチェックを行ってまいります。

時間は労働時間として取り扱うよう求め、業務については労働時間として取り扱うことになるとの回答を受けました。社員に対して「自分の都合の良い時に設定してほ

うか、支社からの回答待ち」と説明していた職場に対しては、支社から、業務に関わることで労働時間として取り扱うように説明がされました。